

鳶ヶ巣沢環境対策事業に伴う工事の施行に関する変更協定書

大鹿村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲の鳶ヶ巣沢環境対策事業に伴う工事（以下「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（工事の位置）

第1条 工事の位置は、別紙1のとおりとする。

（工事の内容、設計）

第2条 工事の内容は、別紙2及び次のとおりとする。

- (1) 護岸工（床固めを含む。）
 - (2) 河川管理用通路工（盛土工、渡河設備を含む。）
 - (3) 盛土工（擁壁、地盤改良、排水設備、管理用通路、盛土材料の運搬、搬入を含む。）
 - (4) 流路工（堰堤工、地盤改良を含む。）
 - (5) 村道上蔵河原線嵩上げ工（黒岩沢川付替えを含む）
- 2 前項に定める工事の内容を変更する必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。
- 3 第1項第1号から第4号までの工事の設計等は、「鳶ヶ巣沢環境対策事業に伴う照査報告書に係る設計照査の実施に関する協定書（令和2年8月6日締結、令和2年11月10日、令和3年3月30日一部変更）」 第6条第2項に基づき令和3年9月15日付け3第総第155号及び同日付け中建名第895号で甲から乙に引き渡された成果物を踏まえ乙が実施するものとする。工事の施行にあたっては、別途、甲乙で書面をもってその設計等成果物を確認するものとする。
- 4 第1項第5号の工事の設計等については、乙が実施するものとする。工事の施行にあたっては、別途、甲乙で書面をもってその設計等成果物を確認するものとする。
- 5 第1項第1号及び第2号は、河川法に基づく河川管理施設として工事を施行するものとする。

（工事の施行）

第3条 工事は乙が施行するものとする。

（工事の工程）

第4条 工事の工程は、別紙3のとおりとする。

- 2 前項に定める工程を変更する必要がある場合は、別途、甲乙協議のうえ変更するものとする。

（工事の費用負担）

第5条 工事の施行に要する費用は、乙が負担するものとする。

(盛土材料等)

第6条 工事に用いる盛土、埋戻し材料等は、乙の中央新幹線建設工事に伴う発生土（第2条第1項第1号から第4号で約27万m³、第2条第1項第5号で約3万m³）を活用するものとし、甲は無償で受け入れるものとする。

(工事の完了等)

第7条 乙は、工事が完了したときは、甲へ報告のうえ、工事により完成した施設（以下「完成施設」）について、甲の確認を受け、完成施設を甲へ引き渡すものとし、その時期等の詳細は、別途、甲乙協議して定めるものとする。なお、河川施設として工事を施行する第2条第1項第1号及び第2号の完成施設については、甲による確認と合わせて、河川管理者による確認を行うものとする。

2 甲は、すべての工事が完了する前に、完成施設の部分使用又は部分引き渡しを必要とするときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、乙の工事の施行に支障をきたさない場合に限り、完成施設の部分使用又は部分引き渡しを受けることができるものとする。

(所有権の帰属)

第8条 前条に定める乙から甲への完成施設の引渡し以降の当該施設の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 甲は、前条に定める所有権の帰属後、第2条第1項第1号及び第2号の完成施設の所有権を河川管理者へ移転するものとする。

(維持管理)

第9条 第2条第1項第1号及び第2号の完成施設の維持管理については、前条第2項に定める所有権の移転に合わせて甲が河川管理者へ引き継ぐものとする。

2 第2条第1項第3号及び第4号の完成施設については、盛土法面の除草、清掃、及び、排水設備の浚渫など日常の点検管理を甲が、自然災害等による完成施設の変状、損傷への修繕など機能保全と安全に関する維持管理を乙が、それぞれ当該施設が存続する限り行うものとし、その詳細については、別途、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 第2条第1項第5号の完成施設の維持管理については、別途、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(土地の取得等)

第10条 工事の施行に伴い必要となる第三者の土地■■■■■は、工事の施行に支障しないように甲が取得等するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

2 乙は、工事の施行に伴い必要となる甲の土地を工事施行期間中、無償で利用できるものとする。

3 第2条第1項第5号における完成後の土地の処理については、別途、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 工事の施行に伴う損害は、甲の責めに帰する場合は甲が、乙の責めに帰する場合は乙が負担するものとし、それ以外の場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(行政上の手続き等)

第12条 工事の施行に必要な行政上の手続き及び第三者との協議等は、甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(苦情等の処理)

第13条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等の処理は、甲と乙が協力し速やかに処理するものとする。

(公開)

第14条 甲及び乙は、本協定及び本協定に係る資料等を公開する必要がある場合は、公開前に速やかにその対応を協議するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度甲・乙協議して対処するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年 2月 6日

甲 長野県下伊那郡大鹿村大河原354
大鹿村長

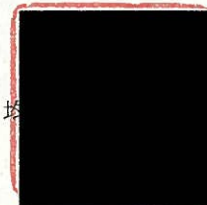
熊谷 英 修



乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社

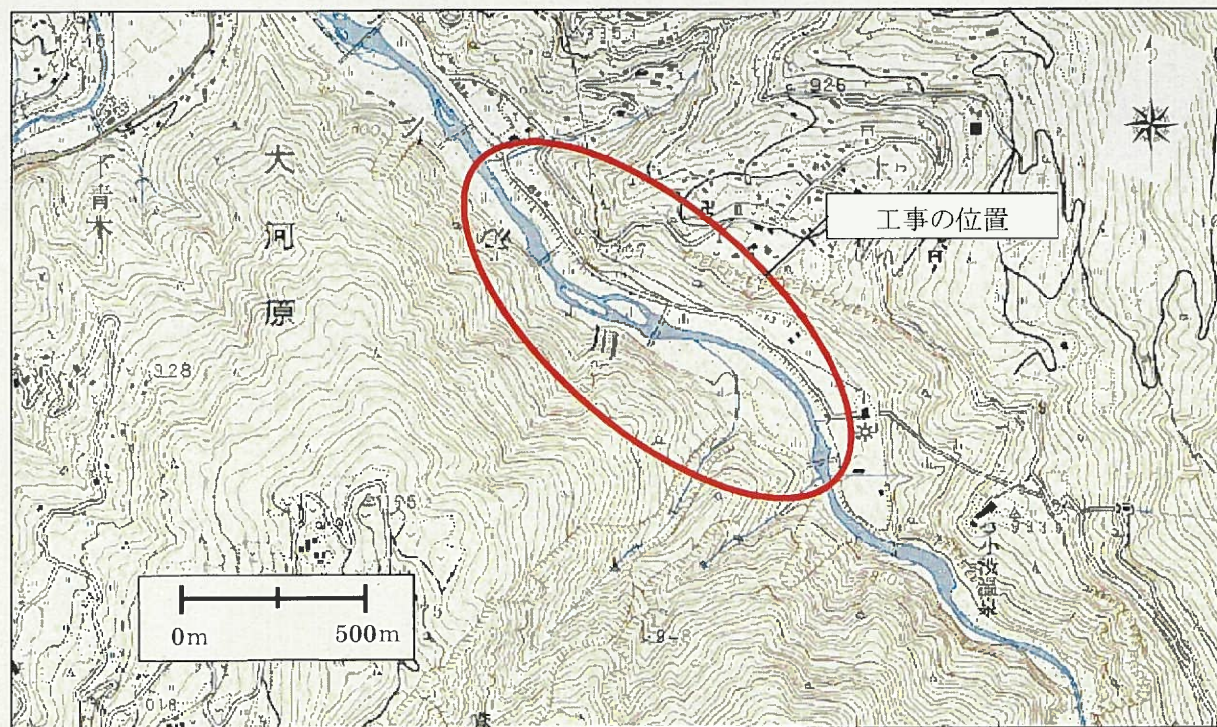
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
名古屋建設部長

加 藤 塔



工事の位置

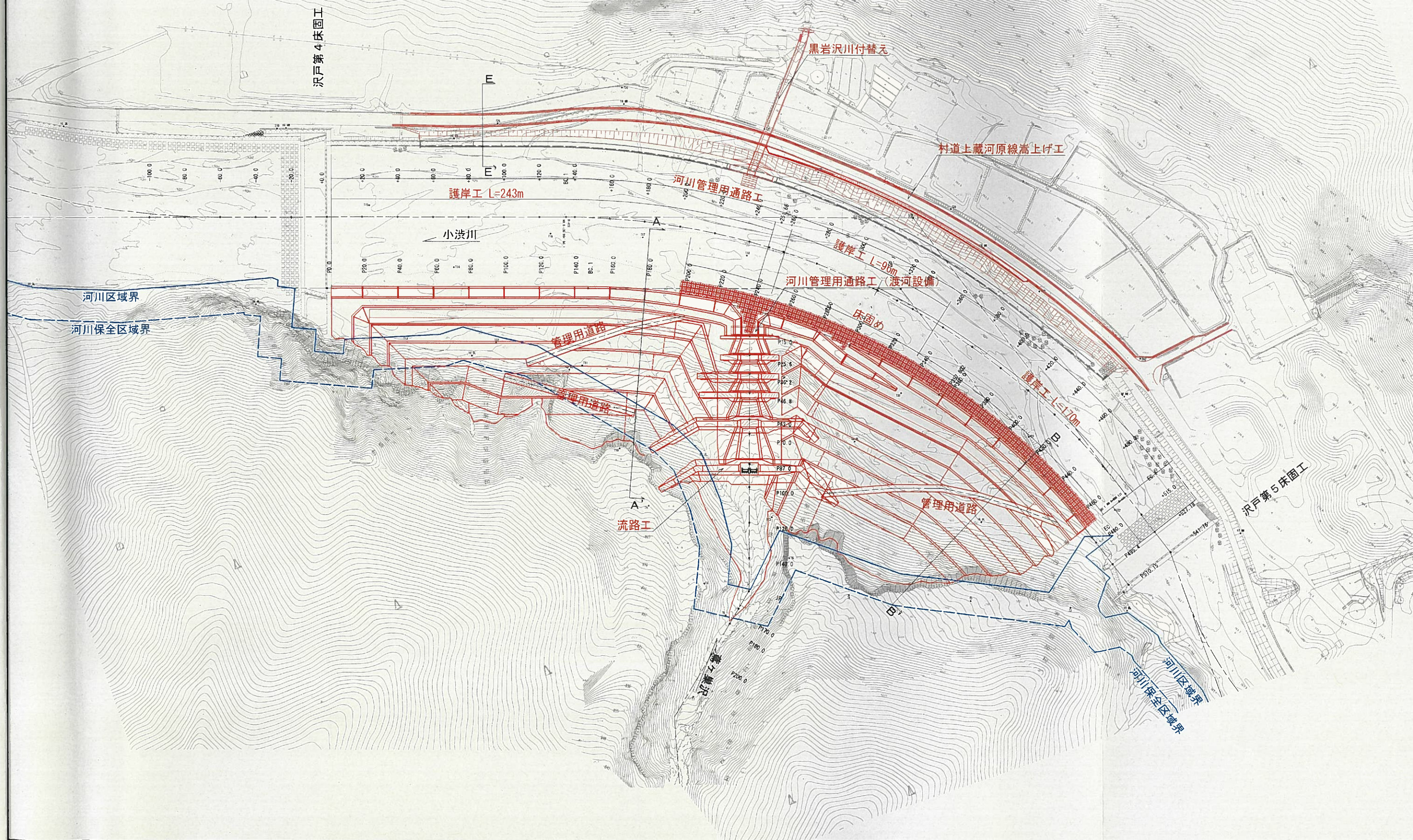
S = 1 : 20,000





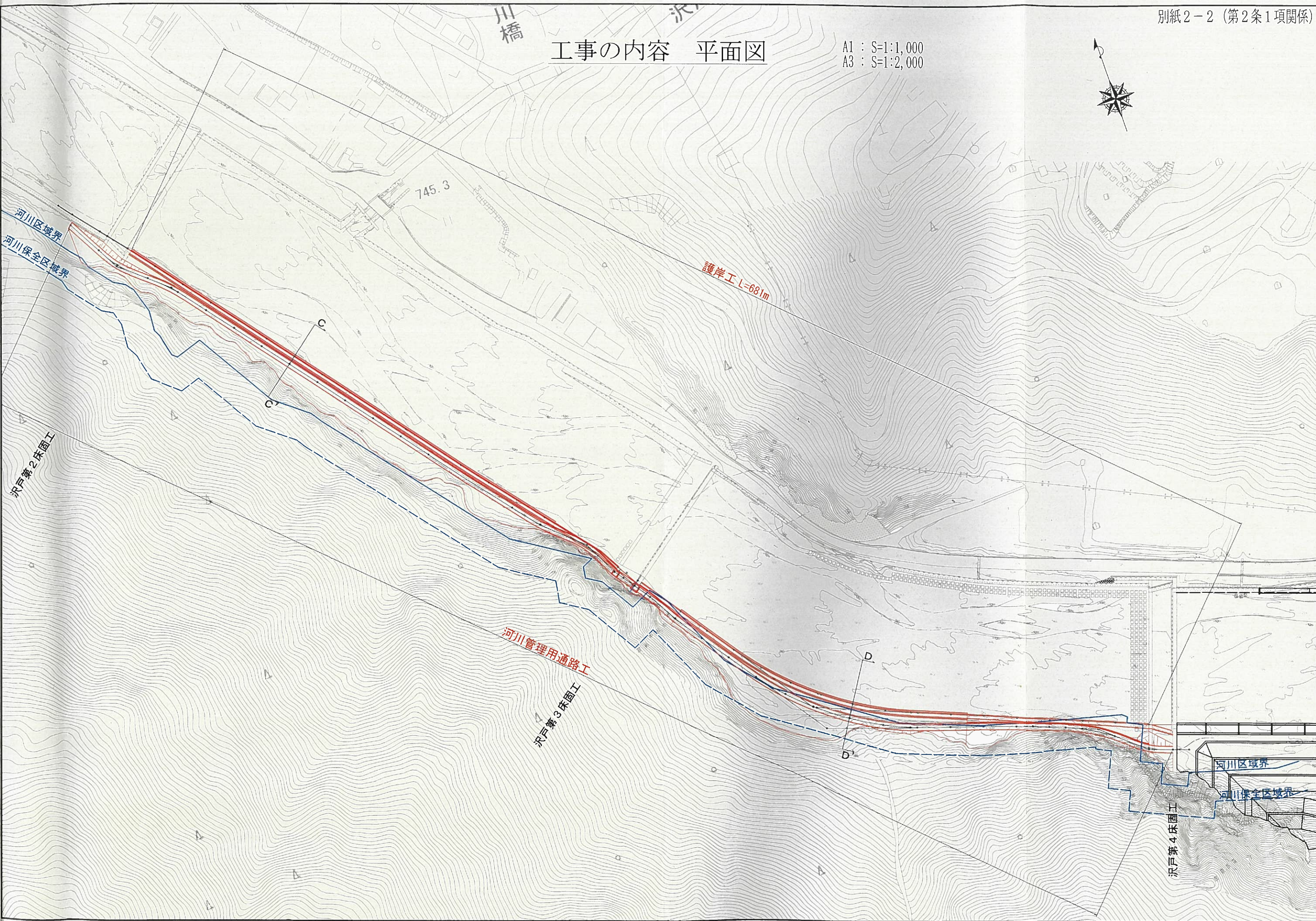
工事の内容 平面図

A1 : S=1:1,000
A3 : S=1:2,000



工事の内容 平面図

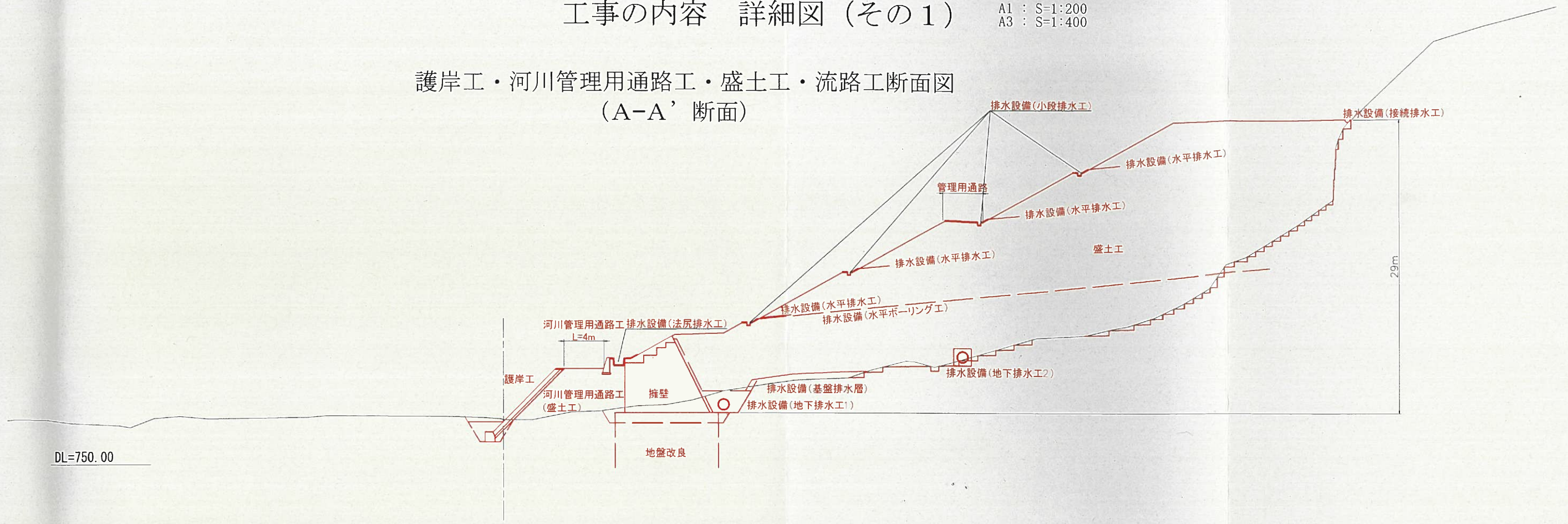
A1 : S=1:1,000
A3 : S=1:2,000



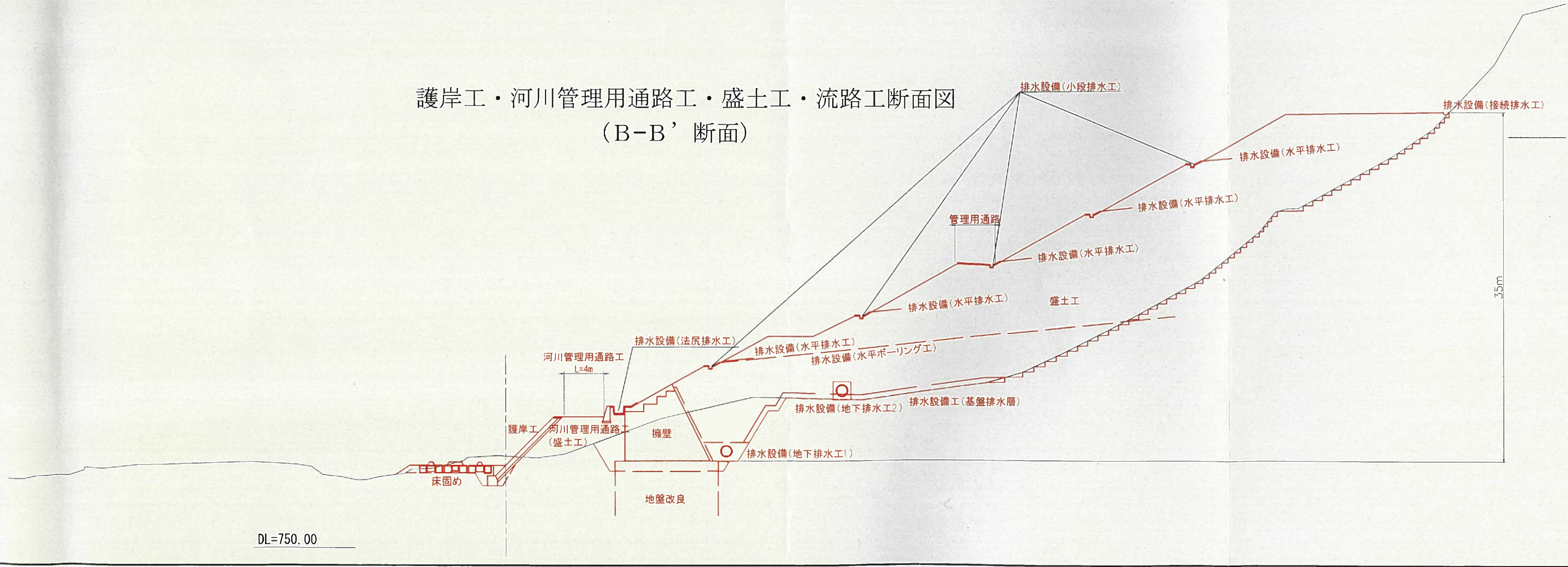
工事の内容 詳細図 (その 1)

A1 : S=1:200
A3 : S=1:400

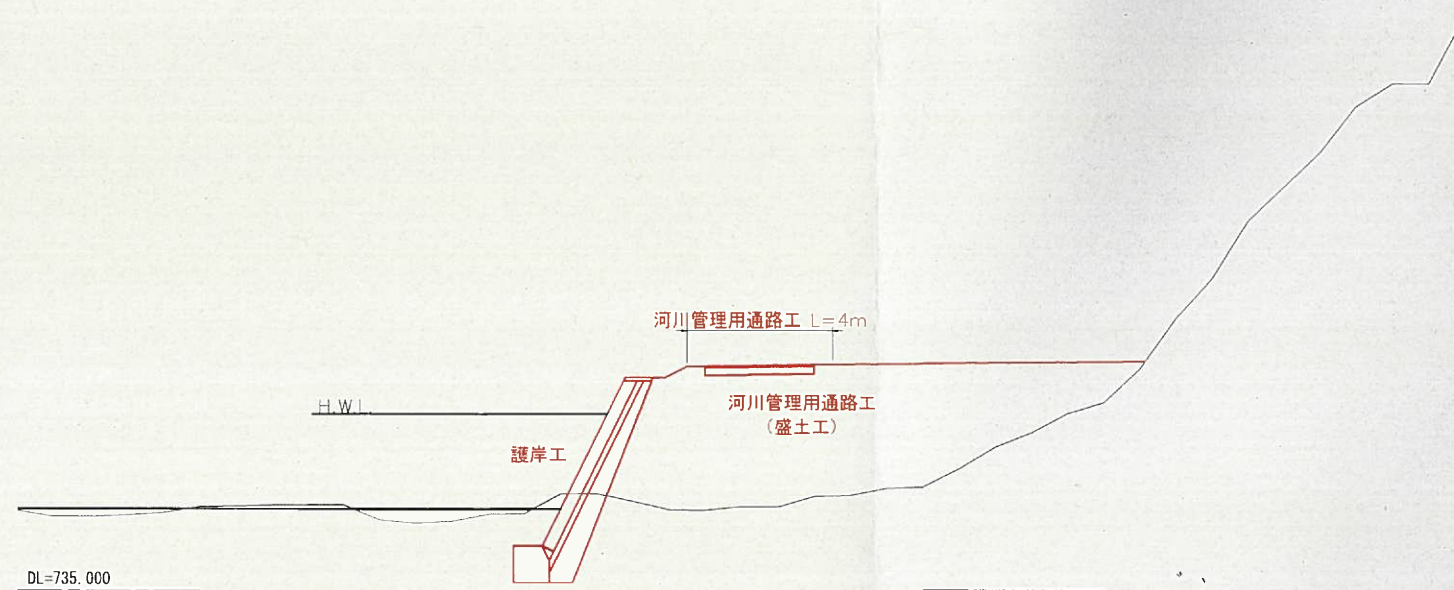
護岸工・河川管理用通路工・盛土工・流路工断面図
(A-A' 断面)



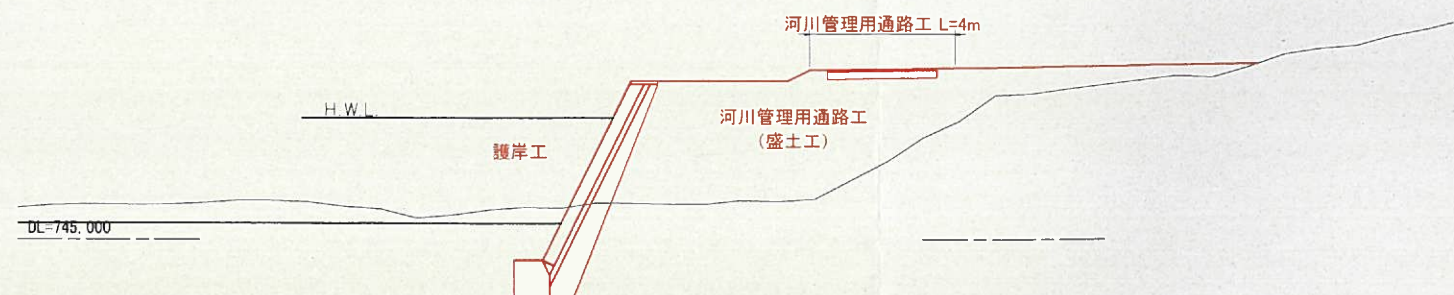
護岸工・河川管理用通路工・盛土工・流路工断面図
(B-B' 断面)



護岸工・河川管理用通路工断面図
C-C' 断面



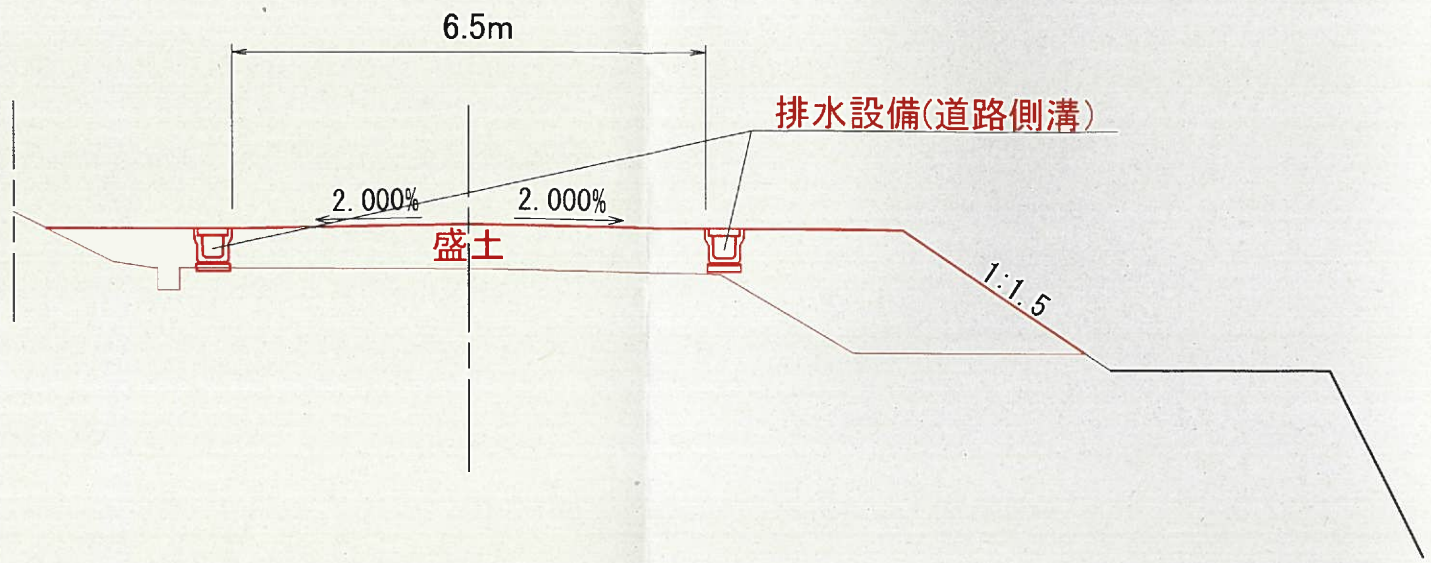
護岸工・河川管理用通路工断面図
D-D' 断面



工事の内容 詳細図 (その3) 縮尺: 各記

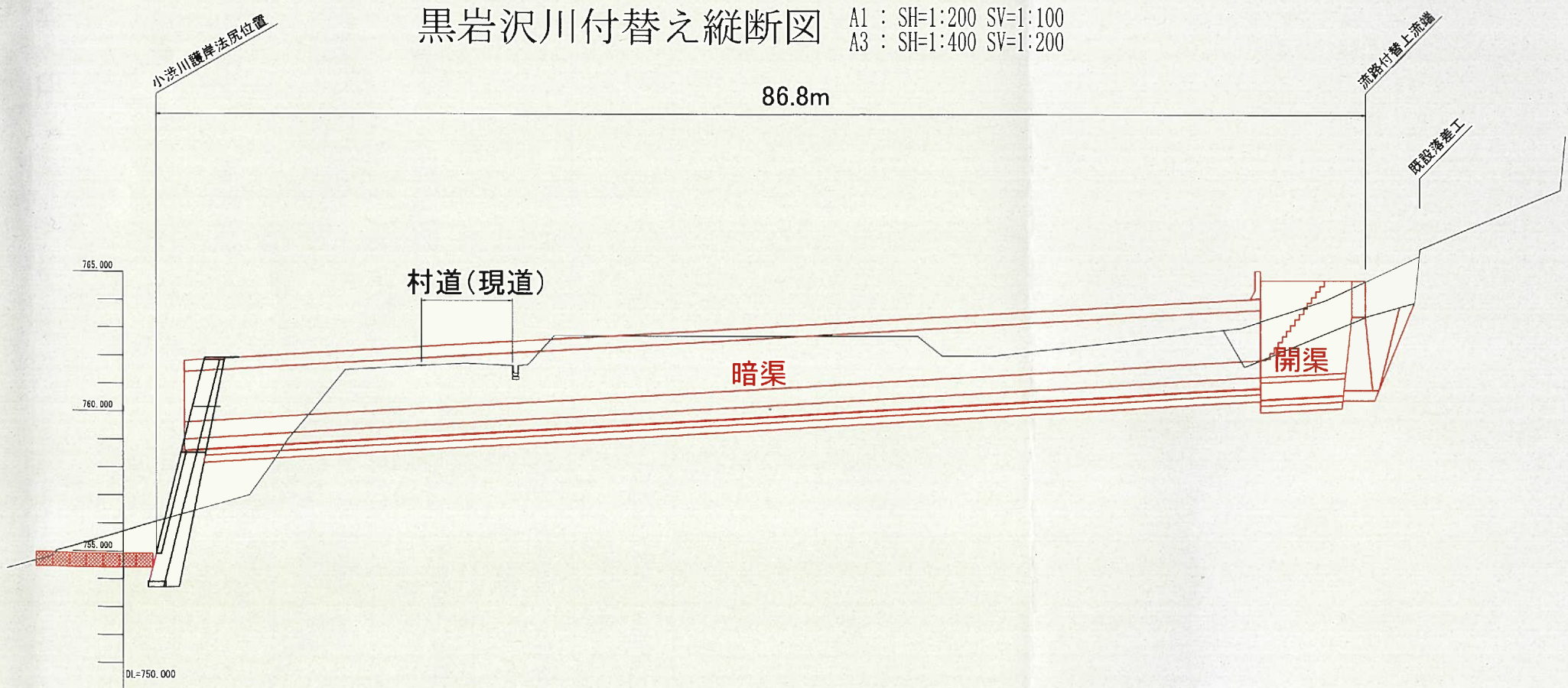
村道上蔵河原線嵩上げ工断面図
(E-E' 断面)

A1 : SH=1:200 SV=1:100
A3 : SH=1:400 SV=1:200



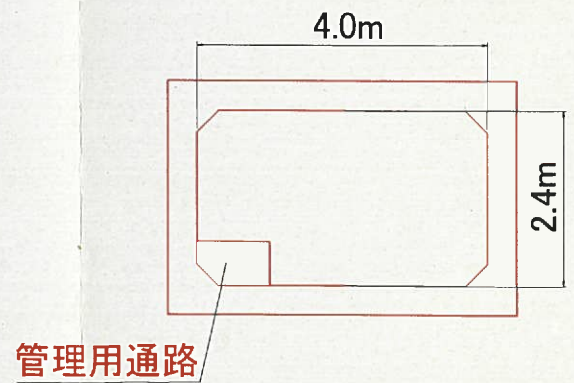
黒岩沢川付替え縦断面図

A1 : SH=1:200 SV=1:100
A3 : SH=1:400 SV=1:200



黒岩沢川付替え断面図

A1 : S=1:50
A3 : S=1:100



別紙 3 (第 4 条)

工程表

[illegible]